

## 北海道支部会員学習グループに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部（以下、「協会」という）の会員（定款第6条第1号の正会員をいう。以下同じ）が相集って、会員相互の交流及び研鑽をするための会員の学習グループ（以下、「会員学習グループ」という）について定めることを目的とする。

### (会員学習グループの結成等)

第2条 会員学習グループは、次の各号のすべてに該当することを要する。

- (1) 5人以上30人以内の会員が加入するものであること。
  - (2) 第3条に定める基準に沿って、活動の目的を明示し、グループとして活動できるものであること。
  - (3) 選挙またはこれに準ずる民主的手続きにより、代表者が選出されるものであること。
  - (4) 協会の組織と誤解されることがない独自の名称を有していること。
- 2 会員学習グループを結成しようとする会員は、当該会員学習グループの代表者が所属する支部の支部長に会員学習グループの名称、代表者名及び代表者の連絡先の届け出をし、承認を受けなければならない。
- 3 会員学習グループは、名称を変更したとき及び代表者を変更したとき又は解散したときには、速やかに支部長に届け出なければならない。
- 4 変更後の代表者が他の支部に所属するときは、変更前の支部長が所属する支部に届け出る。この場合、変更前の代表者が所属する支部の支部長は、当該会員学習グループに関する諸書類を変更後の代表者が所属する支部の支部長に引き継ぎ、変更後の代表者が所属する支部においては原則として当該会員学習グループの活動を認めることとする。

### (会員学習グループの活動)

第3条 会員学習グループは、次に掲げる活動をおこなうことができる。

- (1) 会員学習グループに加入している者（以下、「加入者」という）の相互研鑽に資するための学習
  - (2) 加入者のカウンセリング能力の向上をめざした実践的な訓練のための活動。ただし、本活動はボランティアによることを原則とし、有料による活動は含まない。
  - (3) 管轄支部との連絡及び協力
- 2 会員学習グループが、前項第3号の活動をしようとする場合は、その活動に関する学習等の内容およびその他の事項について管轄支部の支部長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 会員学習グループは、様式第1号及び第2号により、毎年度の経理状況及び加入者名を

翌年度の4月末までに支部長に報告しなければならない。

4 上記に記載が無い事項で問題が生じた場合は、代表者と支部長で協議する事とする。

(ポイントの扱い)

第4条 会員学習グループ受講によるポイント数は、以下の本部規定に準ずる。

- ・ 1. 5時間を超え3時間まで 3ポイント
- ・ 3時間を超え6時間まで 5ポイント
- ・ 6時間を超える場合 7ポイント

(2) 資格更新のためのみなし研修の扱いにはならない。

附則

- 1 本規程は2017年4月1日から施行する。
- 2 本規程の改廃については支部運営幹部会及び運営協議会において決定する。